

都市農業をめぐる国の動向について

- ① 平成 29 年度度税制改正の大綱（抜粋）
- ② 農林水産省 平成 29 年度予算概算要求の概要

① 平成 29 年度度税制改正の大綱（抜粋）

平成 28 年 12 月 22 日 閣議決定

平成 29 年度税制改正の大綱

〔平成 28 年 12 月 22 日
閣 議 決 定〕

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行う。あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行うとともに、我が国企業の海外における事業展開を阻害することなく、国際的な租税回避により効果的に対応するため外国子会社合算税制を見直す。このほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 個人所得課税

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(国 税)

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととする。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（現行：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額を次のとおりとする。なお、現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、

1,000 分の 16 (本則 1,000 分の 20)

⑤ 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4)

⑥ 分割による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000 分の 4 (本則 1,000 分の 20)

[延長・拡充等]

〈相続税・贈与税〉

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置における金融機関への領収書等の提出について、書面による提出に代えて電磁的方法により提供することができることとする。

(注) 上記の改正は、平成 29 年 6 月 1 日以後に提出する領収書等について適用する。

(2) 生産緑地法の改正を前提に、面積要件の緩和された改正後の生産緑地地区内にある農地等については、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用上、現行と同様の取扱いとする。

(3) 山林に係る相続税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。

① 森林経営計画に定められている区域に存する山林のうち同一の小流域内に、存するものの面積が 5 ha 未満である一定の山林を、納税猶予の適用対象に加える。

② 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により林業経営の継続が困難となったときは、一定の推定相続人に林業経営の全てを委託した場合であっても、納税猶予の継続を認める。

③ 災害による森林被害のため経営の規模の拡大を行うことが困難である場合には、当初認定起算日等から 15 年 (現行：10 年) を経過する日までに経営の規模の拡大が完了していれば、納税猶予の取消事由に該当しないこととする。(再掲)

〈登録免許税〉

(4) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。

(5) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け

- (6) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (7) 都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。

〈不動産取得税〉

- (8) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象から一定の資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設を除外し、所要の経過措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。
- (9) 一定の新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、一定の新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び一定の新築住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の床面積要件の下限を緩和する特例措置について、対象となる家屋の戸数要件を10戸以上（現行：5戸以上）とし、床面積要件の上限を210㎡以下（現行：240㎡以下）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

〈事業所税〉

- (10) 沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域における特定民間観光関連施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象となる施設から体育館、遊漁船等利用施設及び釣り場を除外した上、その適用期限を2年延長する。

6 その他

(国 税)

- (1) 相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位（第一順位）とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。
- (2) 森林法施行規則及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の改

正を前提に、改正後の認定基準により森林経営計画の認定を受けた場合であっても、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例、山林に係る相続税の納税猶予制度及び計画伐採に係る相続税の延納等の特例の適用ができることとする。

(3) 国立研究開発法人森林総合研究所法の改正に伴い、国立研究開発法人森林総合研究所の国立研究開発法人森林研究・整備機構への名称変更等の後も、引き続き非課税法人（登録免許税法別表第二、印紙税法別表第二）とする。

(4) 独立行政法人教員研修センター法の改正に伴い、独立行政法人教員研修センターの独立行政法人教職員支援機構への名称変更等の後も、引き続き非課税法人（登録免許税法別表第二、印紙税法別表第二）とする。

(5) 地価税の納税地の異動に関する届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長への提出を不要とする。

(6) 相続税等の財産評価の適正化

相続税法の時価主義の下、実態を踏まえて、次の見直しを行う。

① 取引相場のない株式の評価の見直し

イ 類似業種比準方式について、次の見直しを行う。

(イ) 類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。

(ロ) 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。

(ハ) 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1 : 1 : 1とする。

ロ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。

② 杉及びひのきについて、現行評価額を全体的に引き下げるとともに、松について、原則として、標準価額を定めず個別に評価することとする。

③ 広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。

④ 株式保有特定会社（保有する株式及び出資の価額が総資産価額の50%以

上を占める非上場会社をいう。)の判定基準に新株予約権付社債を加える。

(注1) 上記①及び②の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

(注2) 上記③及び④の改正は、平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

(地方税)

(1) 国立研究開発法人森林総合研究所法の改正により国立研究開発法人森林総合研究所の名称変更等が行われた後も、現行制度と同様の措置を講ずる。

(2) 生産緑地法の改正を前提に、生産緑地地区の面積要件の緩和に伴う所要の措置を講ずる。

三 法人課税

1 競争力強化のための研究開発税制等の見直し

(国 税)

[延長・拡充等]

(1) 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、次の見直しを行う(所得税についても同様とする。)

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率(現行:試験研究費割合に応じ8~10%)を次の試験研究費の増減割合に応じた税額控除率(10%を上限とする。)とする制度に改組する。

イ 増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$

ロ 増減割合が5%以下 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$

ハ 増減割合が-25%未満 6%

(注1) 上記の「増減割合」とは、試験研究費増減差額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。

(注2) 上記の「試験研究費増減差額」とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。

② 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用期限を2年延長する。

② 農林水産省 平成 29 年度予算概算要求の概要
(都市農業関係)

51 都市農業機能発揮対策事業

【291(191)百万円】

対策のポイント

都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出、実践的な機能の強化が求められる防災協力農地の先進事例の創出と横展開等を推進します。

<背景/課題>

- 都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。
- こうした中、都市農業の振興に関し、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されるとともに、平成28年5月には、同法に基づき政府として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。
- 基本計画において示された新たな施策の方向性に沿って、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を推進していくことが必要です。

政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

<主な内容>

1. 都市農業についての課題把握

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村、J・A、NPO法人等

4. 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進します。また、現場から情報発信するための広報活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等

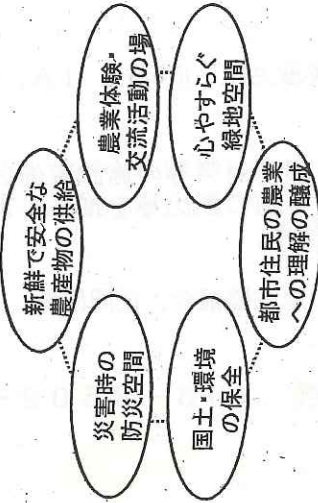
[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

都市農業機能発揮対策事業

【平成29年度予算概算要求額 291(191)百万円】

都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

〈基本法の政策課題〉
 ・都市農業の多様な機能の発揮



・良好な市街地形成における農との共存
 ・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する 新たな施策の方向性

都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

- 〈講ずべき施策〉
- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
 - ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
 - ・的確な土地利用に関する計画の策定等
 - ・税制上の措置
 - ・農産物の地元での消費の促進
 - ・農作業を体験することができる環境の整備等
 - ・学校教育における農作業の体験の機会の充実等
 - ・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、
海外市場の開拓等

(委託費) (委託先: 地方公共団体等)



都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 民間団体等)



防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例(地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等)の創出と横展開を推進。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 市町村、JA、NPO法人等)



都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

(補助率: 定額)
(事業実施主体: 地域協議会、民間団体、NPO法人等)

